

松阪市飯南コミュニティセンター条例

改正後	改正前																							
<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第6条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p><b>第6条</b> 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>																							
<p>別表（第5条関係） 使用料金</p>	<p>別表（第5条関係） 使用料金</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 831 461 979">時間</th> <th data-bbox="461 831 831 979">午前9時から午後10時まで (1時間あたりの使用料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 979 461 1059">使用室</td> <td data-bbox="461 979 831 1059">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1059 461 1117">トレーニング室</td> <td data-bbox="461 1059 831 1117">570</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1117 461 1189">研修室</td> <td data-bbox="461 1117 831 1189">400</td> </tr> </tbody> </table>	時間	午前9時から午後10時まで (1時間あたりの使用料)	使用室	円	トレーニング室	570	研修室	400	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 831 1485 1011">時間</th> <th colspan="2" data-bbox="1485 831 2128 1011">午前9時から午後10時まで (1時間あたりの使用料)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1011 1485 1059">使用室</td> <td colspan="2" data-bbox="1485 1011 2128 1059">冷暖房を使用する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1059 1485 1147">トレーニング室</td> <td data-bbox="1485 1059 1805 1147">円</td> <td data-bbox="1805 1059 2128 1147">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1147 1485 1219">研修室</td> <td data-bbox="1485 1147 1805 1219">440</td> <td data-bbox="1805 1147 2128 1219">770</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1219 1485 1291">研修室</td> <td data-bbox="1485 1219 1805 1291">220</td> <td data-bbox="1805 1219 2128 1291">330</td> </tr> </thead></table>	時間	午前9時から午後10時まで (1時間あたりの使用料)		使用室	冷暖房を使用する場合		トレーニング室	円	円	研修室	440	770	研修室	220	330
時間	午前9時から午後10時まで (1時間あたりの使用料)																							
使用室	円																							
トレーニング室	570																							
研修室	400																							
時間	午前9時から午後10時まで (1時間あたりの使用料)																							
使用室	冷暖房を使用する場合																							
トレーニング室	円	円																						
研修室	440	770																						
研修室	220	330																						

| 備考  1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。  2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 | 備考  1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。  2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 |